

# 研究所たより 研究所たより

足掛け3年に渡る準備の末、協同総研が7月14日付けでNPO法人(特定非営利活動法人)の認証を取得し、7月末には法人登記の申請を行いました。ただ、何度か説明している通り、今回のNPO法人取得は、研究所全体をNPO法人に移行するものではありません。会員の方々の出資と会費で成り立つこの研究所の法人としてNPOが必ずしも相応しいものではありませんが、当面の課題として自治体等からの委託調査・研究を受託するためにも、法人格を取得するという事を2年前の総会で決定しました。

ところで、NPO法人取得に至るこの2年ほどの間に、NPOをめぐる状況は大きく変わっています。一番大きなものは政府の行政改革の取り組みの一環としての「公益法人制度改革」でしょう。協同総研のメーリングリストにも多く書き込みをいただいています。公益法人の原則課税問題やNPOが「一般非営利法人制度」に吸収されるのでは、という懸念も含め、多くの議論が行われています。

NPO認証申請の手続きを実際に行ってみての感想ですが、まず、申請には非常に時間がかかる、ということです。申請の前に必ず事前相談を受けなければならないのですが、その予約が1ヶ月以上先まで一杯で、相談後に実際に申請するのも予約が必要で約20日かかりました。その後の縦覧の2ヶ月と審査の2ヶ月(以内)を加えると、5ヶ月半かかってようやく認証されたということになります。新たに介護保険などに関わる市民事業を始めたい人にとって、約半年近く待たなければならな

いことになるわけで、もう少し担当職員を増やすべきでしょう。

それから、申請を行った東京都の窓口ですが、今年の3月に相談に行った時は「生活文化局都民協働部市民活動推進課」というところでした。この市民活動推進課は、都庁の組織改革によりNPOのみならず、それまで「行政部指導課」が管轄していた財団・社団などの公益法人の業務も統合したとのことでした。ただ、対応した職員は、どちらかということ法律の文言に沿って書類が作られているか、をチェックするのみで、「市民活動推進課」という雰囲気?はあまり感じませんでした(素人の市民にいちいち法律の手続きを説明するのは確かに面倒かもしれませんが)、ところが、それから約4ヵ月後に、審査が終わって一部修正の必要ありと連絡をしてきたのは、「都民生活部管理法人課NPO法人係」でした。この4月に再度組織改革があり名称が変わったとのこと。東京都のNPO関連のホームページを見る限り仕事の内容は変わっていないのですが、いきなり「市民活動推進課」から「管理法人課」という名称は、「いかにも」という感じがします。まあ、窓口職員の雰囲気から見ても当然のような気もしますが。何となく、都立大問題や都立学校での日の丸・君が代強制問題のような一連の「管理・押し付け」が、近い将来NPOに対しても起こるのではないか、という不安を覚えます。

いずれにしても、せっかく法人を取得したので、実際に事業を行うことで活用していきたいと思います。

菊地 謙